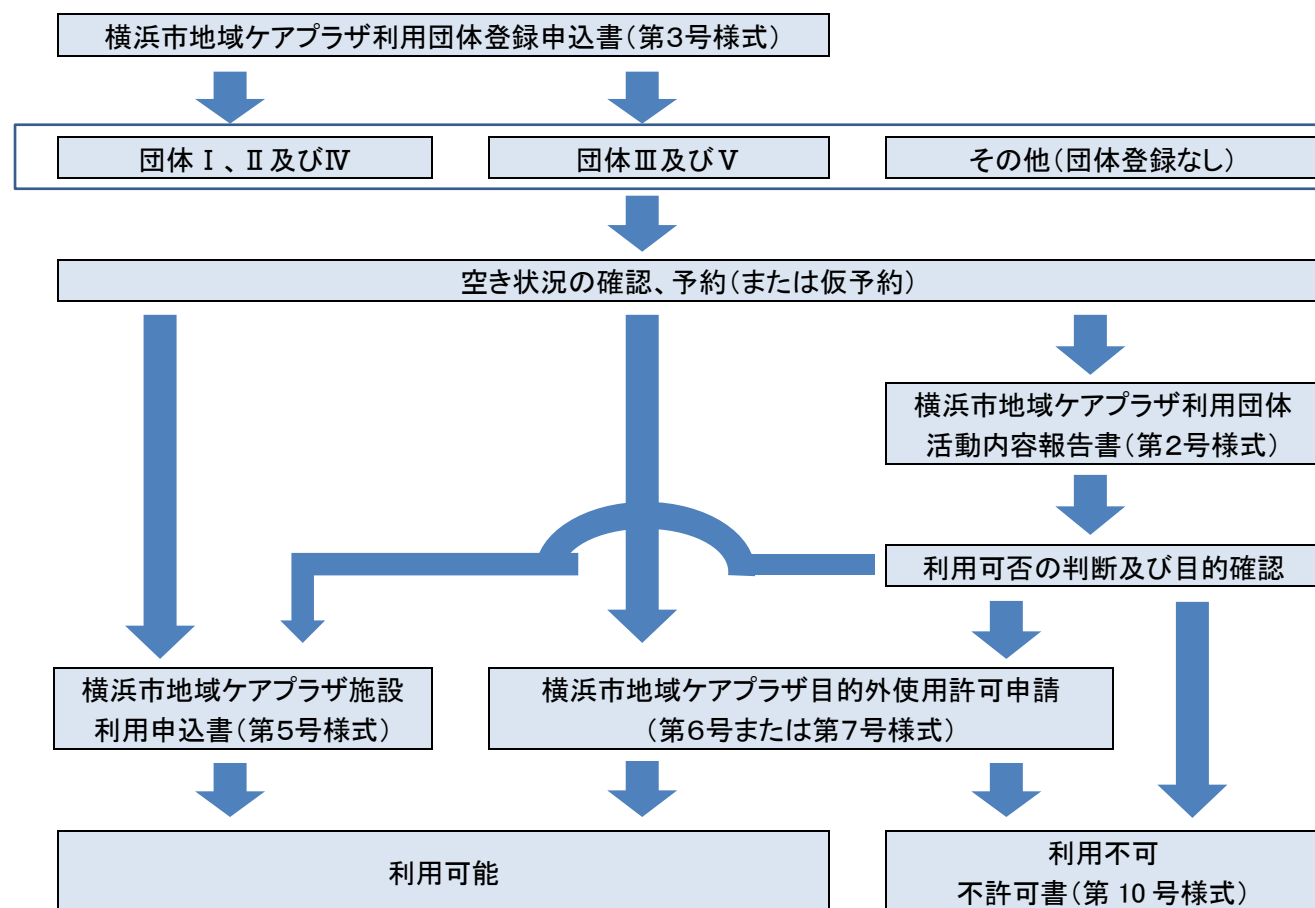


5 1 枠の考え方について

同一の部屋を連続して利用する場合は、2枠まで1枠の利用として扱います。ただし、同一時間帯において複数の部屋を利用しなければ活動ができないとケアプラザが認める場合は、1枠の利用とします。

区分	多目的ホール	調理室	地域ケアルーム	ボランティアルーム
午前 (9:00 ~ 12:00)	1枠			1枠
午後1 (12:00 ~ 15:00)	1枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)			
午後2 (15:00 ~ 18:00)				
夜間 (18:00 ~ 21:00)				

【参考】利用までの手続き（概要版）



* ニツ橋第二地域ケアプラザ *

〒246-0021 横浜市瀬谷区ニツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 1階

電話：045-360-7855 ファックス：045-360-6800

メール：futatsubashi2@yokohamashakyo.jp

横浜市地域ケアプラザ 施設利用案内



ニツ橋第二地域ケアプラザ
令和4年12月 改訂

【地域ケアプラザとは】

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設(横浜市地域ケアプラザ条例)として設置された横浜市独自の施設です。

1 開館時間及び休館日

開館時間	平日:午前9時から午後9時まで(R5年4月~夜間貸館の予約がない場合は午後6時まで) 日曜日及び祭日:午前9時から午後5時まで
休館日	年末年始(12月29日から1月3日まで) 施設点検日(毎月第3日曜日)

※貸館のご予約や機材の貸出等の受付時間は、窓口・電話共に月~土曜日は午前10時から午後6時まで、日祝は午前10時から午後5時の間で承ります。なお、受付は窓口優先でお受けいたしますので予めご承知おください。

2 施設概要

部屋	用途
多目的ホール	団体による活動をはじめとする地域の福祉保健活動といった各種イベントが開催できます。
調理室	ボランティア活動の一環として、団体の皆様が大量の食事を調理することができます。
ボランティアルーム	ボランティア活動をしている方々の作業、打ち合わせ等に使用できます。
地域ケアルーム	地域ケアスタッフ等のミーティングスペースやその他会議室としても使用できます。

3 施設使用にあたって

(1) 貸出区分

区分	平日・土曜日	日曜日・祝日
午前	9時から12時まで	
午後1	12時から15時まで	
午後2	15時から18時まで	15時から17時まで
夜間	18時から21時まで	

(2) 使用料金(原則無料) ※1区分あたり

使用目的が、福祉保健目的以外の場合、下記料金表を適用します。

施設	標準定員(目安)	使用料	
		通常	日曜日・祝日 (午後2区分のみ)
多目的ホール	35~40人程度	1,380円	920円
調理室	—	420円	280円
ボランティアルーム	15人程度		
地域ケアルーム	15人程度		

(3) 利用目的の確認

様式)」を利用しようとする度に 地域ケアプラザの貸館は、利用目的によって、無料、有料及び使用不可が決まります。利用目的の確認のため、「横浜市地域ケアプラザ利用団体活動内容報告書(第2号)ご提出いただきます。

目的	区分	判断基準
福祉保健目的	無料	福祉活動、保健活動及びこれらの活動の交流が目的のとき
	有料	福祉保健以外が目的のとき
福祉保健以外	使用不可	・営利のみを目的として使用するとき ・地域ケアプラザ使用上の注意が遵守できないとき

4 団体登録

地域ケアプラザを2回以上利用する場合、団体登録を行うと利用までの手続きがスムーズにできます。

団体登録の際、「横浜市地域ケアプラザ使用団体登録申込書(第3号様式)」をご提出いただき、1週間程度で「横浜市地域ケアプラザ利用団体登録書(第4号様式)」の発行をいたします。詳細は、地域ケアプラザ職員にお問い合わせください。

※登録内容の変更や、登録を抹消される場合は、手続きが必要になりますので必ずお申し出下さい。

(1) 団体定義

団体区分	定義	予約開始	予約枠数	利用料金
団体Ⅰ (福祉保健活動団体)	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する団体	利用予定日の3か月前から 夜間※(下記参照)	1か月上旬 3枠まで	無料
団体Ⅱ (福祉保健協力団体)	自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、福祉保健活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間2回以上実施し、福祉保健活動記録報告書(第1号様式)により所定の期日までに報告する団体(4月から翌3月までの活動が対象)	利用予定日の2か月前から 夜間※(下記参照)	1か月 2枠まで	
団体Ⅲ (目的外使用団体)	団体Ⅰ及び団体Ⅱに区分されない施設の使用が認められる地域住民で構成された団体	利用予定日の1か月前から 夜間※(下記参照)	1か月 2枠まで	有料
団体Ⅳ (法人(福祉保健目的))	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する法人	使用日から起算して21日前から 夜間▲(下記参照)	上限なし	無料
団体Ⅴ (法人(福祉保健以外))	団体Ⅳに区分されない法人	使用日から起算して14日前から 夜間▲(下記参照)		有料

夜間※ 優先予約:利用希望日の前月 9日まで 自由予約:利用希望日の前月 10~12日まで

夜間▲ 自由予約:利用希望日の前月 10~12日まで

⇒夜間のご予約は、前月12日までにお願い致します。ご予約のない日の夜間は休館となりますのでご注意ください。
但し、夜間開館する日は、目的外使用を除き、当日まで夜間のご予約を受け付けいたします。(目的外使用は8日前までにお手続きください。) 夜間開館日については、決定次第、館内掲示とホームページでお知らせします。

(2) 団体登録の条件

ア 団体登録は、原則5名以上です。

イ 団体Ⅱ(福祉保健協力団体)は、年間2回以上の福祉保健活動の記録を年に1度、ご提出いただきます。

ウ 登録日より3年間が有効期限となり、その後登録を継続する場合には更新手続きが必要となります。